

施設等利用費の請求方法について（法定代理受領）

法定代理受領は、認定保護者に代わって施設が利用費を請求する方法です。

★ 請求書の書き方について

- ・ 印は必ず押印ください（1カ所、朱肉を使用するもの）。
- ・ 1か月ごとに請求してください。
- ・ 請求書には、内訳書を添付してください。
- ・ 初回請求時は「施設等利用費振込口座登録書（法定代理受領）」も提出してください。
- ・ 毎月15日を締日とし、審査のうえ給付対象と認められる場合、翌月25日（25日が休日の場合は、前営業日）にお支払いします。振込通知は行いませんので、通帳記帳による確認をお願いします。
- ・ できるだけ年度末までに、年度内の請求を完了してください。3月分は、4月15日までに請求してください。
- ・ 請求できるのは事由の発生日から2年以内です。2年を超えると請求することができませんので、ご注意ください。
- ・ 保護者が施設等利用給付認定を受けていない期間の利用料は、給付対象にはなりません。
- ・ 施設等利用給付は、利用料全額が給付対象になるものではありません。
事業内容により上限額が設定されておりますので、確認のうえ請求してください。
- ・ 三木市以外で認定を受けている場合は、認定を受けた市へ請求してください。
- ・ 請求書は、**三木市教育委員会 教育・保育課** へご提出ください。

① 私立幼稚園（未移行園）、国立大学附属幼稚園、特別支援学校の請求

- ・ 対象児童 新1号・新2号・新3号の認定を受けた児童
- ・ 月額上限額（教育部分）

	令和8年9月利用分まで	令和8年10月利用分から
私立幼稚園（新制度未移行園）	25,700円	28,000円
国立大附属幼稚園	8,700円	8,700円
特別支援学校幼稚部	400円	400円
- ・ 月額上限額（預かり保育部分）

	令和8年9月利用分まで	令和8年10月利用分から
新2号（3～5歳児）	11,300円	12,300円
新3号（非課税世帯の0～2歳児）	16,300円	17,700円
- ・ 請求に必要な書類 請求書
施設等利用費請求金額内訳書
提供証明書
- ・ その他 月額利用料（保育料）に加え、入園初年度のみ入園料を上乗せして請求することができます。
 $\text{入園料} \div \text{在籍した月数} = \text{月額相当分}$ （100円未満切り捨て）を内訳書のb欄に記入してください。

② 認可外保育施設等の請求

- ・ 対象事業 認可外保育施設、一時預かり事業、病児保育事業
- ・ 対象児童 新2号・新3号の認定を受けた児童
- ・ 月額上限額

	令和8年9月利用分まで	令和8年10月利用分から
新2号（3～5歳児）	37,000円	40,300円
新3号（非課税世帯の0～2歳児）	42,000円	45,700円

- ・ 請求に必要な書類 請求書
施設等利用費請求金額内訳書
提供証明書

請求書提出先：
三木市教育委員会 教育・保育課 入所・給付係
〒673-0492
三木市上の丸町10-30
TEL：0794-82-2000 内線3548